

香川県行政組織規則及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年9月20日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第47号

香川県行政組織規則及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 略</p> <p>健康福祉総務課～医務国保課 略 薬務課 (1)～(3) 略 (4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、<u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>(昭和23年法律第124号)、<u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)の施行に関すること。 (5)～(11) 略 感染症対策課・生活衛生課 略 2 略</p>	<p>第7条 健康福祉部の各課(子ども政策推進局の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉総務課～医務国保課 略 薬務課 (1)～(3) 略 (4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、<u>大麻取締法</u>(昭和23年法律第124号)、<u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)の施行に関すること。 (5)～(11) 略 感染症対策課・生活衛生課 略 2 略</p>

(住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則(平成14年香川県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>(昭和23年法律第124号)第5条第1項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>第6条第3項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 2～16 略</p>	<p>(都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務)</p> <p>第2条 条例別表第2第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>大麻取締法</u>(昭和23年法律第124号)第5条第1項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) <u>大麻取締法</u>第10条第5項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 2～16 略</p>

附 則  
この規則は、令和6年12月12日から施行する。